

(1) 農地法関係事務に係る処理基準について（抜粋）

制定平成12年6月1日・12構改B第404号

農林水産事務次官通知

最終改正令和5年3月31日・4経営第3234号

4農振第3638号

別紙1

農地法関係事務に係る処理基準

第15 法第51条及び第52条の4関係

1 法第51条第1項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

なお、都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合で、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があったときには、ほかの違反転用の事案と同様に処分を行うものとする。

(1) 農地転用許可及び高度化施設用地の記録の整理及び保存

都道府県知事等は、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、次のように記録を整理・保存するものとする。

- ① 事案ごとに、その概要を整理した台帳を作成・保存し、工事の進捗状況の把握及び事業計画に従った事業執行についての催告等に資するものとする。
- ② 高度化施設用地が違反転用に該当する事案にあつては、農作物栽培高度化施設に係る則第88条の2の規定に基づく届出、当該農作物栽培高度化施設に対する法第4章の遊休農地に関する措置又は法第44条の規定に基づく勧告等、現在までに行つた取組を農業委員会から聴取し、これを整理した台帳を作成・保存し、違反転用を是正するための必要な措置に資するものとする。

(2) 農業委員会からの報告の徴収

都道府県知事等は、違反転用の事実を知り、又はその疑いがあると認められる場合は、法第50条の規定に基づき、必要に応じ農業委員会に対して土地の状況その他違反転用に係る事情等の調査及び報告を求めるものとする。

(3) 違反転用者等に対する勧告

都道府県知事等は、違反転用事案があつた場合には、法第51条第1項の規定による処分を行う前に、違反転用者等に対し工事その他の行為の停止等を書面により勧告するものとする。また、勧告を行つた場合には、当該勧告に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会にその旨を通知するものとする。

(4) 処分に当たっての考慮事項

都道府県知事等は、法第 51 条第 1 項の規定による処分を行うに当たっては、違反転用事案の内容及び違反転用者等からの聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して処分の内容を決定するものとする。

(5) 農業委員会に対する通知等

都道府県知事等は、法第 51 条第 1 項の規定による処分を行った場合には、その旨をこれらの処分に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するとともに、その履行状況等につき法第 50 条の規定により当該農業委員会に報告を求めるものとする。

2 法第 51 条第 3 項の規定による処分の基準

都道府県知事等は、法第 51 条第 3 項の規定による処分を行うに当たっては、法令の定めによるほか、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 4 条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させるものとする。

3 法第 52 条の 4 の規定による要請

農業委員会は、1 に規定する違反転用に係る都道府県知事等の事務の処理状況を考慮して、必要があると認めるときは、法第 52 条の 4 の規定により、都道府県知事（指定市町村の区域内にあっては、指定市町村の長。以下この 3 において同じ。）に対し、法第 51 条第 1 項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請するものとする。

また、要請は、都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うことが望ましい。

(2) 農地法の運用について（抜粋）

制定平成21年12月11日・21経営第4530号・21農振第1598号

農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知

最終改正令和5年3月31日・4経営第3237号

4農振第3646号

第2 農地又は採草放牧地の転用

7 法第51条及び第52条の4関係

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア 法第51条第1項の「土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める」か否かの判断をするに当たっては、当該違反転用に係る土地の現況、その土地の周辺における土地の利用の状況、違反転用により農地及び採草放牧地以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地及び採草放牧地以外のものになった後の転得者が詐偽その他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

なお、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地については、一般的には「特に必要がある」と認められると解される。

また、高度化施設用地が違反転用に該当する場合には、法第4条第1項の規定に違反することとなるため、当該高度化施設用地に設置された農作物栽培高度化施設の設置者が処分の対象となることに留意するものとする。

イ 法第51条第1項第2号の「許可に付した条件に違反している者」には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者の一般承継人であって当該許可に付された条件に違反している者は含まれるが、当該許可を受けた者の特定承継人は含まれないものと解される。

ウ 法第51条第1項第4号の「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」には、偽りその他不正の手段により許可を受けた者の一般承継人は含まれないものと解される。

エ なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) 法第51条第3項の規定による処分の基準

ア 法第51条第3項第2号の「違反転用者等を確認することができないとき」として

は、土地の所有者に無断で転用している場合等で、当該土地所有者等に確認しても違反転用者等が判明しないときや違反転用業者が既に実態のない会社となっているとき等が想定される。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないものに関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 法第 51 条第 3 項第 3 号の「緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合」としては、例えば、建設残土が撤去されていないため、その後、台風等の自然災害の発生により当該建設残土が流出し、周辺の営農条件に著しい支障が生ずるおそれがある場合等が想定される。

(4) 法第 51 条第 5 項に規定する費用の徴収の方法

法第 51 条第 5 項に規定する費用の徴収の方法については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び第 6 条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならないとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合には、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第 5 章及び国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 14 条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによって、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ 代執行に要した費用よりも著しく高い価格の財産や差押え可能な財産の価格が代執行に要した費用よりも少ない場合の当該財産については差し押えることはできないが、差押え可能な財産がある場合には、差押えを行うことにより時効中断を行っておき、その間に違反転用者等を捜すなどして、できる限り当該違反転用者等から直接徴収することが望ましい。

(3) 農地法に係る事務処理要領の制定について（抜粋）

制定平成21年12月11日・21経営第4608号・21農振第1599号

農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知

最終改正令和5年3月31日・4経営第3238号

4農振第3647号

別紙1

農地法に係る事務処理要領

第4 農地等の転用の関係

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に対する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の11による報告書（（3）のイの（ア）による勧告をした事案又は農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合において農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他の必要な措置の内容を示して行うものとする。

(ウ) 農業委員会は、イの（ア）又は（イ）による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(エ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの（ウ）による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。この場合の届出書の部数については、2部とする。

(オ) 農業委員会は、（エ）による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。

なお、再び農作物栽培高度化施設と認められる事案については、当該施設が則第88条の3各号の要件を満たしているかを農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

(カ) 農業委員会は、違反転用者等がイの（ウ）による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農

業委員会は、その報告書の写しを保管する。

- (イ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

イ 都道府県知事等の処理

- (ア) 都道府県知事等は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出等により違反転用事案を把握した場合には、次のように対応すべきものとする。なお、高度化施設用地が違反転用に該当することについては、農業委員会からの報告により確知するものとする。

- a 必要に応じて実地調査を行い、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。
- b a の指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第 4 号の 12）により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。
- c b の勧告に従わない場合には、法第 51 条第 1 項の規定による処分又は命令を行うことを検討するものとする。また、当該処分又は命令を行おうとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続をとることが適当と考えられる。
- (イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をするかどうかを検討する。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

- (ウ) 都道府県知事等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第 4 号の 13 により、命すべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第 4 号の 14 により、それぞれ違反

転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事等は、その命令書の写しを保管する。

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第 63 条第 1 項第 19 号に該当する場合は 1 の(5)のウの(ア)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は 1 の(5)のウの(イ)の教示文を記載する。

(オ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(ア)及び(ウ)並びにイの(ア)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとする。

ウ その他

(ア) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令をしようとする場合であって、農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものであるときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ウ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第 51 条第 3 項の規定による公告

都道府県知事等は、法第 51 条第 3 項第 2 号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

なお、都道府県知事等は、同号の政令で定める方法により、違反転用者等であって確知することができないもの（以下「不確知違反転用者等」という。）に関する情報の探索を行ってもなお違反転用者等を特定できない場合には、当該公告を行う。具体的には、当該違反転用者等の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知違反転用者等を確知するために必要な情報（以下「不確知違反転用者等関連情報」という。）を取得するため、次の措置をとる必要がある。

(ア) 農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号。以下「令」という。）第 20 条において準用する令第 18 条第 1 号により登記所の登記官に対し、違反転用に該当する農地等の登記事項証明書の交付を請求し、所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名及び住所を確認する。

- (イ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第 2 号により当該農地等を現に占有する者又は農地台帳に記録された事項に基づき不確知違反転用者等関連情報を保有すると思料される者に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (ウ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第 3 号により(ア)で確認した所有権の登記名義人又は表題部所有者その他(ア)又は(イ)により判明した当該農地等の違反転用者等と思料される者（以下「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳を備えると思料される市町村の長に対し、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (エ) 登記名義人等の死亡が判明した場合には、令第 20 条において準用する令第 18 条第 4 号により、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求し、当該登記名義人等の相続人を確認する。

次に、確認した相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求する。
- (オ) 登記名義人等が法人である場合には、当該法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求することにより、法人の名称及び住所を確認する。また、法人が合併により解散した場合にあっては、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を請求することにより、合併後の法人の住所を確認する。合併以外の理由により解散した場合にあっては、当該法人の登記事項証明書に記載されている清算人を確認し、書面の送付などの措置によって、不確知違反転用者等関連情報の提供を求める。
- (カ) 令第 20 条において準用する令第 18 条第 5 号により(ア)から(オ)までの措置により判明した違反転用者等と思料される者（(オ)の場合にあっては、法人又は法人の役員）に対して、書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による書面の送付を行い、違反転用者等を特定する。なお、送付する住所が当該農地等の所在する市町村内の場合には、訪問により代えることができる。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第 51 条第 3 項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

- (ア) 行政代執行に際し、違反転用者等による妨害等が予想される場合等には、必要に応じ、警察の協力を得るための手続を執ること。
- (イ) 行政代執行の内容、方法、工程、要する経費等を記載した代執行計画を作成すること。
- (ウ) 行政代執行に係る工事を業者に発注する場合には、時間的に余裕を持って会計担

当部局と調整すること。

- (エ) 開発許可がなされた土地において行政代執行を行う場合には、その内容及び実施時期等を開発許可権者に連絡すること。

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される執行責任者に対し、本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。